

# 中国におけるアレルギー表示規制の現状と課題 —日本・米国・EUと比較して—

The present condition and the subject of allergy labeling control in China  
— Compares with Japan, U.S.A, EU —

陳 肖盈

中国社会科学院法学研究所ポストドクター

(2012年9月29日 受理)

## はじめに

世の中には、少数ではあるが、特定の食品を異物（抗体）と見なして身体を防衛しようとして抗体が作られ、その商品を摂取すると抗体の作用でじんましん、血圧低下、呼吸困難など様々なアレルギー症状を発症する人（以下「アレルギー発症者」という）が存在する。食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち食物抗原に対する免疫学的反応によるものを「食物アレルギー（Food Allergy）」と呼んでいる<sup>1</sup>が、この食物アレルギーを防止するためにはアレルギー物質を含む食品を摂取しないことである。しかし、消費者は、生鮮食品についてはアレルギー物質を含むかどうかを判別できるが、加工食品については原材料にアレルギー物質を含むかどうかの情報がないと判別することができない。したがって、アレルギー発症者をなくすためには、加工食品の製造者等に対し、アレルギー物質を含む加工食品である旨の表示（以下、「アレルギー表示」という）を義務付ける必要がある。

アレルギー表示の義務付けは、2011年当時、

日本・米国・E U・E U主要国では行われているが、中国では規制されていなかった。その中国においても、2012年以降、アレルギー表示を規制しようとする動きが出てきた。そこで、本稿では、中国のアレルギー表示規制の現状を紹介するとともに、これと日本・米国・E Uのアレルギー表示規制と比較し、これらを踏まえて中国のアレルギー表示規制のあり方を探ることとする。

## 一 中国におけるアレルギー表示規制の現状

### (一) 2011年までの状況

#### ア 北京オリンピック時のアレルギー表示規制

中国政府は、2008年北京オリンピック大会を開催するに当たり、「オリンピック食品安全食品アレルギー物質表示規定」を公布し、加工食品メーカーに対し、①小麦、牛乳、卵を含有するもの、②加工過程で落花生、卵、えび、牛乳、魚介類、ナッツ類、大豆、小麦等のアレルギー物質を含有する加工食品には

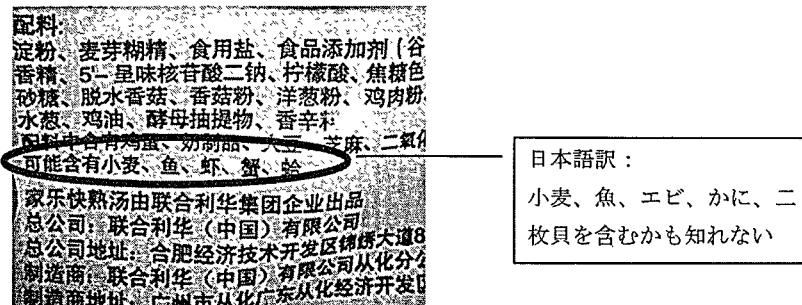


図 1

その旨を表示するよう義務付けた。しかし、このアレルギー表示規制は、オリンピック大会を対象とした一時的なものであり、しかも国内市場で販売される加工食品は対象とされていなかった。そのため、この規制は、北京オリンピック終了をもって廃止された。

#### イ 第16回アジア競技大会時のアレルギー表示規制

中国政府は、2010年に広州市で開催された第16回アジア競技大会が開催された際にも、「アジア競技大会食品安全食品アレルギー表示」を公布し、メーカーに対し、①グルテンを含む穀類（小麦、グルテン、そば、ライ麦、燕麦、スペルタコムギあるいはその雑種及びその製品）、②甲殻類及び甲殻類製品、③卵及び卵製品、④魚及び魚製品、⑤ピーナッツ、大豆、ごま、及びそれらの製品、⑥乳及び乳製品、⑦ナツツ類及びその製品、⑧野菜、果物、食用菌、⑨調味料、⑩10mg/kgあるいはそれ以上の濃度の亜硫酸塩、計10種類のアレルギー物質を含有する加工食品にはその旨を表示するよう義務付けた。しかし、このアレルギー表示規制も、アジア競技大会を対象とした一時的なもので、国内市場で販売される加工食品は対象とされておらず、同大会が終了するとともに廃止された。

#### ウ クノール濃湯宝事件

以上のように中国では、2011年まで、アレルギー表示規制が行われていなかったが、外

資系企業の中には自主的にアレルギー表示を行っていた企業があった。食品日用品の国際企業であるユニリーバ（中国語：聯合利華）もその一つであるが、同社の次のような表示が問題になった。それが「クノール濃湯宝事件」であり、その概要を紹介すると以下のとおりである。

ユニリーバは、クノール（中国語：家樂）ブランドの「濃湯宝」（濃縮スープの素）に「小麦、魚、エビ、かに、二枚貝を含むかも知れない」と表示した（図1参照）。このような表示をした理由について、ユニリーバは、同じ生産ラインで、違う味の濃湯宝を同時に生産しているから、違う種類の濃湯宝の原材料が微量に混ぜ込まれることが避けられないため、消費者にその旨の注意を呼びかけたとしている<sup>2</sup>。

貴州省貴陽市工商行政管理局は、2011年8月、上記表示は、食品又は食品添加物の表示は明確かつ読みやすくてはならないと定めた中華人民共和国食品安全法（2009年6月施行、以下「食品安全法」という）48条に違反するとして、当該製品を製造したユニリーバに対し、当該食品の回収及び販売の中止を命じるとともに、当該製品を販売した北京華連<sup>3</sup>及びウォルマートにも同様の処分をした。

ユニリーバの上記表示は「表示の曖昧さ」が問題とされたが、この事件をきっかけに中国国内において、「アレルギー表示の必要性」について盛んに議論がされるようになり、学識経験者や消費者の間で、アレルギー表示規

制に対する関心が一層高まった。そして、「(ユーニリーバがアレルギー表示をする行為は)、消費者に対してきちんと責任を持つ行為であり、事業者に対しても自身を保護する行為である。食品アレルギーに対する関心が高まることにつれ、我が国の企業も、外資系企業に学んで、アレルギー物質を表示するべきだ」といった意見が出されるようになった<sup>4</sup>。

これを受けて、中国衛生部は、アレルギー表示規制が必要かどうかについて、一般から意見を聞き始めた。

## (二) 2012年以降規制の動き

中国衛生部は、応募された意見等を参考に、2012年4月、食品安全法に基づき、「食品安全国家標準 事前包装食品表示通則 (GB7718-2011)」(以下、「事前包装食品表示通則」という)を公布した<sup>5</sup>。同通則は、食品添加物の名称表示、原材料表示、期限表示等事前包装食品表示規制とともに、アレルギー表示規制を加えたことがポイントである。

同通則は、①グルテンを含む穀類及びその製品（小麦、ライ麦、大麦、燕麦、スペルタコムギあるいはその雑種）、②甲殻類及び甲殻類製品、③魚及び魚製品、④卵及び卵製品、⑤ピーナッツ及びその製品、⑥大豆及びその製品、⑦乳及び乳製品、⑧ナッツ類及びその製品、計8品目をアレルギー物質に指定する（4.4.3.1）。とともに、原材料にこれらの物質を含む場合には、原材料一覧表に識別しやすい方法で名称を表示するか、原材料一覧表の付近でこれらの物質を含有する旨を表示するかのいずれかを選択するよう薦めている（4.4.3.2）。また、原材料にアレルギー物質を含まないにもかかわらず、同じ作業場あるいは同じ生産ラインで、アレルギー物質を含む食品を生産しているため、アレルギー物質を当該食品に入る可能性がある場合には、原材料一覧表の付近に、「△△を含む可能性がある」、「微量な△△を含む可能性がある」、「本生産ラインでは△△を含む食品も加工している」等の方法で、アレルギー物質に関する情

報を提供することも薦めている<sup>6</sup>。

このように、中国では、2012年からアレルギー表示規制が開始されたが、加工食品のメーカー等にアレルギー表示を義務付けるものではなく、あくまで「奨励表示」で強制力はなく、アレルギー表示をするかどうかは事業者の意思に任せられているのが現状である。

## 二 先進国におけるアレルギー表示規制

### (一) FAO・WHOのアレルギー表示規制

1963年、国連食糧農業機関（以下、「FAO」という）及び世界保健機構（以下、「WHO」という）は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的としてコーデックス委員会<sup>7</sup>を設置した。コーデックス委員会は、世界的に通用する食品の国際規格（以下「コーデックス規格<sup>8</sup>」という）の策定等を行っている。このコーデックス規格は自主的規格で強制力はないが、世界貿易機関（以下、「WTO」という）のルールの下においては、仮に、コーデックス規格よりも厳しい規格を輸入食品に課した場合には、その規格に科学的な正当性が示されない限り非関税障壁と見なされ、WTOに訴えられる可能性がある<sup>9</sup>。このため、コーデックス規格は、貿易を通じた食品の国際取引のルールとして扱われるようになり、国内で流通する食品の安全管理に大きな影響を及ぼしている。

コーデックス規格では、「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」(CODEX STAN 1-1985)により、食品及び原材料に、過敏症の原因となるアレルギー物質が含まれる場合、常にそれを表示しなければならないと定めている<sup>10</sup>（4.2.1.4）。現在、指定されているアレルギー物質は、①グルテンを含む穀類（小麦、ライ麦、大麦、燕麦、スペルト小麦又はこれらの交雑種及びこれらの製品）、②甲殻類及びその製品、③卵及び卵製品、④魚類及び水産製品、⑤ピーナッツ・大豆及びその製品、⑥乳及び乳製品（乳糖を含む）、

⑦木の実及びナツツ製品、⑧濃度が 10 mg/kg 以上の亜硫酸塩、計 8 品目である (4.2.1.4)。また、バイオテクノロジーによって得られた食品又は原材料中に、アレルギー物質が存在している場合には、その旨を表示しなければならない (4.2.2)。

## (二) 日本のアレルギー表示規制

日本は、2001 年に、食品衛生法（昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号）11 条に基づく表示基準が改正され、特定のアレルギー体質を持つ者の健康危害の発生を防止する観点から、食品アレルギーを引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高い品目を含む加工食品に、その原材料を含む旨の表示が義務付けられた。「食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令」(平成 23 年 8 月 31 一日内閣府令第 45 号)によれば、2012 年現在、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、計 7 品目<sup>11</sup>がアレルギー物質として表示が義務付けられている (1 条 1 項 7 号)。

## (三) 米国のアレルギー表示規制

米国では、2004 年食品アレルギー表示・消費者保護法 (Food Allergen Labeling and Consumer Protection Act of 2004) により、米国食品医薬品局 (Food and Drug Administration) により規制されるすべての包装食品を対象として、2006 年 1 月 1 日以降、「主要な食品アレルギー源」となる原材料の表示が義務付けられている (SEC.203 (a) (b) (c) (d))。現在、牛乳、卵、魚 (例: スズキ、ヒラメ、たら)、甲殻類 (例: カニ、エビ)、ツリーナッツ (例: アーモンド、ペカンナッツ、くるみ)、小麦、ピーナッツ、大豆の 8 品目、又はこれらの品目に由来するたんぱく質を含む原材料を「主要な食品アレルギー源」と指定されている (SEC.203 (2) (A))。さらに、主要な食品アレルギー源である、又はそれを含む、香料、着色料、又は加

工助剤のような二次的添加物についても、表示をしなければならない (SEC.203 (2) (C))。また、食品の製造過程における食品アレルギー源の交差汚染の可能性について、「may contain allergen」(訳: アレルゲンを含むかもしれない)、「processed in a facility that also processes allergen」(訳: アレルゲンを処理した設備の中で処理された)、といった助言的な表示が行われている (SEC.204 (3) (a))。

## (四) EU のアレルギー表示規制

EU は、おもに理事会指令 (Council Directive) により表示規制を行なっている。各加盟国は、当該指令により指示された規制基準を遵守して、規制基準に適合する国内規制法を制定することが義務付けられている<sup>12</sup>。アレルギー表示について、EU では、1979 年に制定された食料品表示指令 (79/112/EC) により、規制を行っている。本指令 6 条 10 項と付記 III a によれば、現在、①グルテンを含む穀類 (小麦、ライ麦、大麦、オーツ麦、スペルト麦、カムート麦、あるいはその雑種) 及びその製品、②甲殻類動物、③卵及び卵製品、④魚及び魚製品、⑤ピーナッツ及びピーナッツ製品、⑥大豆及び大豆製品、⑦乳及び乳製品 (ラクトースを含む)、⑧ナツツ類、つまりアーモンド、ヘーゼルナッツ、ウォルナッツ、カシューナッツ、ペカンナッツ、ブラジルナッツ、ピスタチオナッツ、マカデミアナッツ及びそれらの製品、⑨セロリとその製品、⑩マスタード及びマスタード製品、⑪ゴマ及びゴマ製品、⑫SO<sub>2</sub> で 10mg/kg あるいは 10mg / 1 以上の濃度の亜硫酸塩及び二氧化硫、⑬ルピナスとその製品、⑭軟体動物とその製品、計 14 種類のアレルギー物質について表示が義務付けられている。

## 三 中国のアレルギー表示規制の課題 —先進国のそれと比較して—

前記のとおり、コーデックス規格は、8 品

目のアレルギー物質について表示義務を付けており、そして、多く各加盟国は、国際取引の円滑化を図るため、国内の食品表示基準にも、コーデックス規格に従ってアレルギー物質に関する表示基準を設けている。すなわち、日本・米国・EUでは、それぞれ7品目、8品目と14品目のアレルギー物質について表示を義務付けられている。各国（地域）が表示義務を課す品目には共通するものが多いが、日本よりも米国の、米国よりもEUの積極さが目立つ。これは、基本的にはそれぞれの国の被害状況を踏まえて、それぞれの政府が対応した結果ではないかと考えられる。

ところが中国は、2012年4月に事前包装食品表示通則が公布し8品目のアレルギー物質表示についての規定を加えたが、それらの表示は任意表示であり、先進国と比べて、中国のアレルギー表示規制の遅れが際だっている。そのため、中国では、現在、一部の外資系企業が自主的にアレルギー表示を行う程度であり、国内企業の間では、アレルギー表示を行っているところは少ないので現状である。

#### 四 中国アレルギー表示規制のあり方

以上のとおり、中国政府の今回のアレルギー表示規制は、何も規制しなかった当時と比べて大きな進歩だと思われるが、中国のアレルギー表示規制を先進国とのそれと比べるとかなり遅れていることが分かった。これは、中国政府が、未だ中国では粗悪な食品や有毒食品に対する規制が先決であると認識しているからではないかと考えられる<sup>13</sup>。

中国の国内企業がアレルギー表示をしていない現状は、ひとえに中国政府が国内の加工食品製造業者等に対しアレルギー表示を義務付けていないことによるものと考えられる。

一方、2005年に中国疾病コントロールセンター及び食品安全所が行った調査によれば、4000人のうち、約6%の人がアレルギー発症者である<sup>14</sup>と言われるように、中国でもアレルギー発症者が存在する。これらアレルギー

発症者は、アレルギー物質を摂取すると、様々なアレルギー症状を発症するだけではなく、ときには命が奪われる場合もあるので、アレルギー表示について、任意表示にとどまらず、先進国と同じように、早急にアレルギー表示を事業者に義務付ける必要がある<sup>15</sup>。

なお、事前包装食品表示通則によるアレルギー表示に関する規制の制定は、消費者等の発言力が多少強くなってきていることの証明でもある。中国の消費者問題に関する研究に取り組んでいる筆者にとって、消費者の声から実現した今回のアレルギー表示規制は大変喜ばしいことと捉えている。

#### 注

- 1 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課「アレルギー物質を含む食品に関する表示 Q&A」。<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin12.pdf>
- 2 「ユニリーバクノールの濃湯宝は『詐欺門』に陥っている」、人民網、2011年8月 <http://shipin.people.com.cn/GB/86164/229747/index.html>
- 3 中国商務部が定めた15の小売業国有企业の一つである。北京に本社がある。中国主要都市だけではなく、海外にも事業を展開している。上海証券取引所と深圳証券取引所に上場している。
- 4 中華医学会副研究員呂相征博士は中国食品科学技術学会主催の「食品安全及びアレルギー物質の専門家シンポジウム」(2011年9月)での発言による。
- 5 2005年10月、「食品安全国家標準 事前包装食品表示通則(GB7718-2004)」(以下、「旧事前包装食品表示規制」という)が施行されていたが、「事前包装食品表示通則」の公布に伴い、「旧事前包装食品表示通則」が廃止された。
- 6 中華人民共和国衛生部「「事前包装食品表示通則」(GB7718-2011)に関する質疑応答」、2012年2月、中華人民共和国衛生部ホームページ

- 7 2011 年 7 月現在、184 カ国が加盟しており、米国は 1963 年、日本は 1966 年、中国は 1984 年に加盟している。また、2003 年 6 月の第 26 回総会で、加盟機関としてはじめて欧州共同体 (EU) が承認された。
- 8 正式には、コーデックス・アリメンタリウス (Codex Alimentarius) というラテン語からきた言葉で、食品規格という意味をもち、19 世紀末のオーストリア・ハンガリー帝国でも使われたことがある伝統的な言葉である（社団法人日本食品衛生協会 HP 「CODEX」 [http://www.n-shokuei.jp/food\\_safety\\_information\\_shokuei2/food\\_hygienic/codex/sec01.html](http://www.n-shokuei.jp/food_safety_information_shokuei2/food_hygienic/codex/sec01.html)）。
- 9 厚生労働省「コーデックス規格と WTO 協定との関係」  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/idenshi/codex/09-04.html>
- 10 1999 年 6 月には、コーデックス委員会総会において、アレルギー物質として知られる 8 種の原材料を含む食品にあっては、それを含む旨を表示することで合意された。
- 11 その他、症例が少ないなどの理由で、表示を奨励するものとして、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、計 18 品目が指定されている。
- 12 EU 指令は、加盟国の国内法を調整することを目的として制定されるものであり、国内法に置き換えられたときのみ効力を持ち、EU 指令に従うかどうかは加盟国に一定の裁量権が与えられている（「EU (欧州連合) の主な法体系について」、環境委員会、制電 Vol.32、2006 年 10 月、6 - 7 頁）。
- 13 「中国の食品表示には『アレルギー物質表示』が不足している」、健康時報、2007 年 6 月  
[http://news.xinhuanet.com/life/2007-06/01/content\\_6183142.htm](http://news.xinhuanet.com/life/2007-06/01/content_6183142.htm)
- 14 この調査は、4052 名 15~24 歳の健康人を対象に行われたものである。調査対象のうち、約 76% の者は、おもにピーナツ、大豆、牛乳、卵、魚介類、小麦、ナッツによってアレルギーを発症したのである。（呂相征・劉秀梅・楊曉光 「健康人食品アレルギー実態の初步調査」（『中国食品衛生雑誌』、2005 年 2 月、119-121 頁））。
- 15 陳肖盈 『表示規制法及びその運用実態に関する比較研究－日本と中国を中心に－』（桐蔭横浜大学法学大学院法学研究科博士論文、2012 年 3 月、297 頁）